

津山市立久米中学校 いじめ問題対策基本方針

令和7年度

めざす子ども(生徒)像

- ・目標を持ち、自ら学ぶ意欲に満ちた生徒
- ・ルールの大切さを知り、基本的生活習慣を身につけた生徒
- ・人権を尊重し、共に支え合い、高め合う生徒

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも各学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。

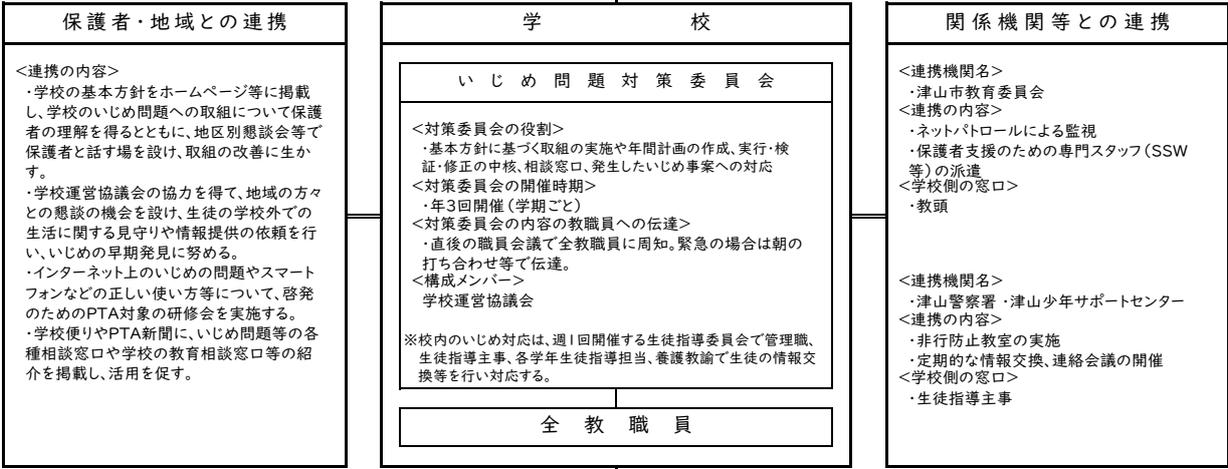
・生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。

・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や達成感を感じられる学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報の教職員間での共有を図る。

<重点となる取組>

- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・「いじめ防止啓発月間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラル教育に関する授業を計画的に実施する。



学校が実施する取組	
①	<p>いじめの防止</p> <p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のために、研修を行う。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止啓発月間において生徒会主催の、生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 <p>(協同学習)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業の中で生徒の「学び」を保証し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や達成感を得られる授業づくりを進める。 <p>(道徳教育の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業の中で、いじめに関する具体的な事例を取り上げ、生徒が自分自身のこととして多面的、多角的に考え、議論するような授業を積極的に行う。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。
②	<p>早期発見</p> <p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のためのアンケートを定期的(6月上旬、9月上旬、11月上旬、2月上旬)に実施し、年2回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 <p>(健康観察や集団アセスメント(QU)を実施・検証することで、生活の様子を把握し、いじめの未然防止を図る。</p> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ・スクールカウンセラーの来校日を周知し、直接生徒が相談できる体制を整える。また必要であれば教職員が働きかけ生徒とSCを繋げる。 <p>・いじめに係る相談機関をホームページ、チラシ等の配布によって周知する。</p> <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行があった場合、生徒指導委員会や職員会議等で、いつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せた学校便り等を作成・配布して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③	<p>いじめへの対応</p> <p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性があるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、学校運営協議会にて協議する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士とも連携し、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。</p> <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に基づき、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 ・犯罪行為や生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような事案は、適切な指導、支援を行い、被害者への配慮の下、早期に警察に相談、通報し、警察と連携した対応を図る。